

平成二十年法務省令第三十六号

地方更生保護委員会事務局組織規則

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十条第二項の規定に基づき、地方更生保護委員会事務局組織規則を次のように定める。

第一条 関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局に、それぞれ事務局次長（事務局次長）

次長一人を置く。

第二条 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第三条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第四条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第五条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第六条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第七条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第八条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第九条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第十条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

第十二条 地方更生保護委員会事務局に、次に掲げる課を置く。

2 事務局次長は、事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

（地方更生保護委員会事務局に置く課等）

（及び第十二号に掲げるものに限る。）の監督に関すること。

七 地方更生保護委員会の議事に関すること。

八 保護司の設置区域及び組織に関すること。

九 保護司の委嘱、解嘱及び監督の事務に関すること。

十 保護司、保護司会、保護司会連合会並びにその役職員の表彰に關すること。

十一 更生保護についての広報に關すること。

十二 前各号に掲げるもののほか、地方更生保護委員会事務局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること（関東地方更生保護委員会事務局及び近畿地方更生保護委員会事務局においては、第五条各号に掲げる事務を除く。）。

（会計課の所掌事務）

第三条の一 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の二 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の三 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の四 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の五 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の六 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の七 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の八 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の九 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の十 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

第三条の十一 会計課は、前条第五号に掲げる事務をつかさどる。

（会計課の所掌事務）

一 保護観察所の事務の監督に關すること（調査指導官の所掌に属するものを除く。）。

二 職員の研修に關すること。

三 第四条第五号及び第六号に掲げる事務に關すること（同号に掲げる事務については更生保護委員会事務局の所掌に属するものを除く。）。

四 仮釈放を許し、又はその処分を取り消す処分に關すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

五 仮釈放中の者の保護観察の停止に關すること（少年院から仮退院中の者についての少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分に取り消す処分に關すること）。

六 少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡された刑の執行を受け終わったものとの処分に關すること。

七 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十一条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）及び少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されている者であつて、同法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されているもの（次号において「収容中の特定保護観察処分少年」という。）の住居を特定し、又はその処分を取り消す処分に關すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

八 収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者又は保護観察付一部猶予者についての特別遵守事項の設定、変更及び取消しに關すること。

九 前各号の処分の執行に關すること。

（附則）（平成二八年三月三一日法務省令第二十五条）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（附則）（平成二二二年三月三一日法務省令第一二号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（附則）（平成二八年三月三一日法務省令第二十五条）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

一 保護観察所の事務の監督に關すること（調査指導官の所掌に属するものを除く。）。

二 職員の研修に關すること。

三 第四条第五号及び第六号に掲げる事務に關すること（同号に掲げる事務については更生保護委員会事務局の所掌に属するものを除く。）。

四 仮釈放を許し、又はその処分を取り消す処分に關すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

五 仮釈放中の者の保護観察の停止に關すること（少年院から仮退院中の者についての少年院に戻して収容する旨の決定の申請又は仮退院を許す処分に取り消す処分に關すること）。

六 少年法（昭和二十三年法律第一百六十八号）第五十二条第一項及び第二項の規定により言い渡された刑の執行を受け終わったものとの処分に關すること。

七 刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十一条の三第一項又は薬物使用等の罪を犯した者に対する刑の一部の執行猶予に関する法律（平成二十五年法律第五十号）第四条第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者（以下「保護観察付一部猶予者」という。）及び少年法第六十四条第一項第二号の保護処分に付されている者であつて、同法第六十六条第一項の決定により少年院に収容されているもの（次号において「収容中の特定保護観察処分少年」という。）の住居を特定し、又はその処分を取り消す処分に關すること（調整指導官の所掌に属するものを除く。）。

八 収容中の特定保護観察処分少年、少年院からの仮退院を許された者、仮釈放を許された者又は保護観察付一部猶予者についての特別遵守事項の設定、変更及び取消しに關すること。

九 前各号の処分の執行に關すること。

（附則）（平成二八年三月三一日法務省令第二十五条）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（附則）（平成二二二年三月三一日法務省令第一二号）

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

（附則）（平成二八年三月三一日法務省令第二十五条）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日法務省令
第二四号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三〇日法務省令第
一六号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法務省令第
二四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月二五日法務省令第
一八号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日法務省令第
一五号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年八月二二日法務省令第
三四号）

この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

附 則（令和六年三月二二日法務省令第
一〇号）

この省令は、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。